

# インボイスの疑問点

## 疑問①外貨建て取引

外国企業との取引における国内取引の時には決済通貨が外貨の場合があります。この場合でも消費税の課税事業者（売主）は適格請求書等を発行しなければなりません。また買主の場合も適格請求書等を保存しなければ仕入税額控除を受けることができません。

ちなみに請求書の記載金額は外貨建てでも問題ありませんが、仕入税額控除の対象となる「**税率の異なるごとに区分した消費税額等**」については日本円で記載しなければなりません。

また日本企業が輸入者（買主）の場合は、税関が発行する輸入許可通知書が適格請求書等と同等の効力をもつ証票になります。

## 疑問②換算レート

消費税額等の算出に用いる円換算に用いる換算レートは、法人税、所得税の通達にある売上等を計上する換算レートと同じものです。

原則は取引発生日の仲値（TTM）の換算レートですが、継続要件のもと一定の換算レートも容認されていますが、適格請求書等を交付するときにおいて、これらの換算レートを円換算に用いることが困難な場合における消費税額等の算出に用いる円換算の方法は、適格請求書を交付する日など合理的な方法も認められます。

## 疑問③仕入税額の計算方法

インボイス制度の導入に伴い会計ソフトの消費税額の計算方法が変わるかな？という疑問が生じます。計算方法としては以下の3つの方法がありますが基本的に③の方法であれば現状でも市販の会計ソフトでも対応していると思われます。

### ① 積上げ計算

適格請求書等に記載された消費税額を積上げた金額を計算の基礎とする方法

### ② 帳簿積上げ計算

適格請求書等毎に仮払消費税等として帳簿に記載された消費税額を計算の基礎とする方法

### ③ 割戻し計算（現行の一般的な実務と同じ方法）

課税期間中に課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額を基

礎として仕入税額を算出するため、帳簿に記載された円換算後の課税仕入れに係る支払対価の額を基礎とする方法

**疑問④保存期間**

交付した適格請求書等や仕入税額控除の対象とした適格請求書等については、その事業年度（課税期間）の末日の翌日から2か月経過した日から7年間保存する義務があります。

【記載例】

INVOICE 发票

事業者の氏名又は名称 2023年3月20日

適格請求書発行事業者の氏名又は名称

登録番号 TXXXXXXXXXXXXXXX

TEL 81-6-0000-0000-

| Date<br>日期 | Description<br>描述            | Taxable amount<br>应纳税金额 | Tax amount<br>税额 | JPY Tax amount<br>日元税额 |
|------------|------------------------------|-------------------------|------------------|------------------------|
| 3/2        | A 商品                         | \$ 7,980                | \$ 638.4         |                        |
| 3/9        | B 商品                         | \$ 2,480                | \$ 248           |                        |
|            | Reduced tax rate(8%)<br>降低税率 | \$7,980                 | \$ 638.4         | ¥83,119                |
|            | Standard tax(10%)<br>标准税率    | \$2,480                 | \$ 248           | ¥32,289                |
|            | Total                        | \$ 10,460               | \$ 886.4         |                        |

\* 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き）から計算過程の消費税額等(外貨)を算出後、円換算しています。

\$7,980×8%=638.40（端数処理できません）

\$ 638.40×130.2 円=83,119 円（円未満切捨て）